



令和8年2月 日

呉市議会議長

中 田 光 政 様

議会運営委員長 梶 山 政 孝

議員報酬等の協議結果について（答申）

令和7年9月24日、本委員会へ諮問された議員報酬等の見直しの件については、議員報酬、広報委員会正副委員長報酬、個人行政視察旅費、会議出席費用弁償の4項目について、慎重に協議を重ねてまいりました。

そのうち、議員報酬と広報委員会正副委員長報酬については、先行して協議を行い、次のとおりその方向性を決定しましたので答申いたします。

（1）議員報酬

各役職の区分において、現行額から一律月額5万円を引き上げること。

《理由》議員活動の基盤維持と多様な人材確保の促進のため

- ・議員報酬は、議員活動における一定の役務の対価であり、生活給を前提とした給与ではないとされる中、近年は専門議員が増え、事実上、議員報酬が生活給となっている実態がある中で、厚生年金などの社会保障が充実していない。
- ・近年の行政改革では、議員定数とともに議員報酬について、減額もしくは据え置きとする状況があり、呉市議会議員報酬は、委員長等の報酬の見直し（平成27年2月）を除けば、平成6年10月以降は改定しておらず、30年以上もの間、据え置きとなっている。
- ・議員の役割と責任を引き続き果たしていく必要が求められる中、市域拡大及び議員定数削減等による議員の活動量の増加、民間企業や市職員の給与ベースアップ、近年の物価上昇や経済情勢の変化等に対応し、議員活動の基盤を維持する必要がある。
- ・今後の選挙において、多様な人材が立候補しやすい環境を整え、議員のなり手不足解消に資する必要がある。
- ・引き上げ金額は、議員報酬の水準を設定する際の目安となる、昭和37年に当時の自治省行政局長から地方自治体向けに出された内簡（概要：議員の報酬月額は、当局の部長級に適用される等級の号級の中間程度を基準として定めることが適当と考える）を参考に、呉市部長級給与平均（585,767円／令和7年4月）に、新たに改定された呉市における地域手当相当額（4%）を加味した額（60万9,198円）を参考値として算出することが合理的であると判断する。

(2) 広報委員会正副委員長報酬

広報委員会及び政策研究会の正副委員長の月額報酬を、常任委員会等の正副委員長と同額とすること。

《理由》 職責に応じた役職報酬とするため

- ・ 常任委員会等（呉市議会委員会条例に定める委員会）の正副委員長報酬については、その職責の多様化や業務内容の増大などの理由から、その見直しが行われ、呉市特別職報酬等審議会の審査を経て、平成27年4月から現行の月額報酬（委員長56万円、副委員長55万5,000円）に改定されている。呉市議会会議規則第117条に定める協議の場である広報委員会（平成29年9月設置）及び政策研究会（平成23年5月設置）においては、会議のみならず取材や報告会などの活動も行われており、常任委員会等と同様に多忙で、当該正副委員長の職責は大変重要なものと判断する。